

二 承応三年十月 群馬郡渋川村の市日商売物書上 (A)

太右衛門 伊左衛門

渋川村市日商売物立様之覚

上之町 二日 十七日

一 塩 座  
一 茶 くりわた 座

庄右衛門

一 紙 座  
佐左衛門

南かわ  
一小かわ  
あい小万物

(中略)

右之通、当町從先規商売座相定立來り申候、此外絹・綿・麻

布、板・檜木・材木・薪、惣而不依ニ何ニ一座定無御座候、

上中下共ニ他所より入込、市場ニ而商売仕來り申候、薪之儀者

市場ニ余り申候者、上より下江順々押下ケ立來り申候、諸々方

入込申候馬口勞馬売買之儀者、町割以前より之事故、馬間屋ニ

余り与兵衛・権左衛門へ馬宿為致候ニ付、馬行錢喜兵衛取來り

申候、是迄立來り申候市之法式奉書上候處、弥以先規之通相

守観ニ仕間敷、若我假成ル義仕候者御穿鑿之上、何様ニも

可レ被ニ仰付一段承知奉候、候依レ之連判差上申候處、如レ件

上 沢群馬郡渋川村

名主 善右衛門

同 伊左衛門

勘左衛門

承応三年

午十月廿五日

一織ほ綿北かわ

座 座 座 座 座

一 咸 座  
一 茶 あい物 座  
一 紙 座  
一 咸 座  
一 茶 あい物 座  
一 咸 座  
一 茶 あい物 座

新之丞 太郎兵衛

郷左衛門

市左衛門

清兵衛

太左衛門

彦兵衛

兵右衛門

金左衛門

勘左衛門

喜左衛門

(後略)

同 喜 兵 衛

太 良 兵 衛

佐 次 兵 衛

組 研 兵 衛

源 左 衛 門

与 惇 兵 衛